

韓国における行政情報化の推進状況

呉 峻根

目次

- はじめに
- 一 韓国の行政情報化推進のための法体系
- 二 韓国における行政の情報化推進体系
- 三 韓国における行政情報化の推進現況、問題点およびその改善計画
- おわりに

はじめに

(一) 情報化と韓国社会の変革

行政の情報化は韓国社会で既に日常生活の一つになった。筆者の家族は2001度の上半期の財産税と自動車税を瑞草区庁インターネットサイトに接続して、地方税サイトに登録した後、インターネットバンキングで処理した。筆者がこの原稿を執筆するにあたって参考にした資料は、すべてインターネットで調達した。行政の情報化はあまりにも急激に進展しているゆえに、印刷されて紙で出版された資料を参照するとすれば、既に過去の論文になってしまうだろう。

情報通信部、行政自治部、その他行政の情報化を推進するいろいろな機関のインターネットサイトを通じて資料を収集して、これを分析・整理することは行政法学を専攻する筆者の場合、論文を執筆するにあたり最優先で踏まなければならない過程だと思っている。

行政の情報化がこのように普及したことは、韓国社会におけるインターネットが普遍化した結果である。情報通信部が発刊した「2000年の情報化に関する年次報告」によれば、韓国において1990年代の半ばから一般的に利用されたインターネットは、その利用者数が1994年末13万8,000人で、毎年幾何級数的な増加を繰り返して2001年の上半期には既に2,000万人を超えたと報告されている¹。

ここに潜在需要者や随時利用者などを加えるとインターネット利用者の数はこれをはるかに増えると予測される。最近では移動通信の領域が音声からデータに拡張されながらいつでもどこでも携帯電話を通じてインターネットに接続できる無線インターネット(mobile internet)が登場す

るようになって、これにふさわしいもっと多様なコンテンツとサービスが現れていて、関連の市場も急膨張している趨勢である。2000年6月現在 2,500万人を上回る携帯電話の利用者を基盤で2000年末には1,000万人以上の携帯電話利用客が無線インターネットに加入している計算になっている。

韓国においてこのようにインターネットインフラが拡張されながら行政の情報化が日常生活中の一つに位置を占めるようになったことは偶然のことではない。1997年韓国が経済危機を迎えるようになった後、これを克服するための突破口の一つとして、政府と民間企業が競争的に投資したのである。

2000年に入ってから韓国政府は電子政府(e-Government)を標榜した。つまり、2000年6月現在中央行政機関だけでなく各地方自治体がすべてインターネットにホームページを構築して対民行政サービスの提供と共に政策広報と世論収斂のための窓口および対民接点の基地として活用している。インターネットを通じたワンストップ/ノンストップサービスが活性化されながらインターネットは開かれた行政実現に寄与している。

行政の情報化はこのように急速に進展しているが、すべて肯定的な側面だけではない。急速に、それが競争的に推進された結果、行政機関の相互間の情報システムが互換性をうしない重複投資がなされることによって一部の非効率性が現れていることや、表面では情報化を標榜しているが、実際には違った資料、古くなった資料を形式的に載せて、むしろ混乱を招く等情報化の内実が不足した側面があることも指摘されている。

(二) 研究の目的、方法および範囲

「情報化」が韓国において右のように急激になされているので、情報化に関する法制も急激な変化を見せている。1994年「情報化促進基本法」が制定されて以来、毎年2件以上の情報化に関する法律が新しく制定されている。情報化の推進に対する直接的な根拠の法律が存在しなくとも他の政策手段を規定する法律の中に「情報化」に関する規定を挿入する傾向にある。これによって、過去の現象と安定した法令に安住して理論を開発することでなく、毎日変わる新しい現象と法制に注目しなければならなくなった。

ここに述べたような状況において、日本の名古屋大学にてシンポジウム「東アジアにおける行政改革と行政法制の整備」が開催され、「行政の情報化」を扱うようになったことは非常に適切で幸いである。東アジアの4ヶ国において行政の情報化を多様な側面で扱い先端の現象に対応する適切な法制度と法理論を比較し、検討することができる契機になったといえよう。第一に、韓国

において行政の情報化のための法体系をまず概観してみる。なぜなら、韓国の場合、行政の情報化が多様な法制的基盤の上で体系的に推進されているからである。第二に、このような法的根拠によって推進された行政の情報化の推進体系を分析する。第三に、行政の情報化推進現況を提示し、情報の供給を国家と地方自治体が把握する問題点とその改善方をいくつか提示する。

議論の展開過程で現れるだろうが、「行政の情報化」は単純な現象ではない。非常に多様な法令の根拠の上で非常に複雑になされる現象である。あらゆる現象を詳細に論じようとするならば本を何冊を書いても不足するはずである。そこで、本報告においては、重要な骨格を抽出して、それぞれの骨格に対する核心的な内容を概観することとしたい。

一 韓国の行政情報化推進のための法体系

韓国において行政情報化に関する法制およびその推進体系を概観してみようとするなら、まず全体的な「情報化」に関する法制とその推進体系を概観し、続いて行政の情報化に関する固有の推進体系を概観する方向に進行していくことが適切である。

韓国において、情報化推進のための法体系は非常に複雑である。韓国法制研究院の法令情報のデータベースに「情報化」という用語を入力して用語検索をすると、総数 136 の法令が出てくる。この法令の内容を一目瞭然に体系化することは非常にむずかしい。

しかし現れたものをそのまま体系化するならば、国家社会の全般の情報化を促進するための法令の体系と行政を含んだ公共部門の情報化を促進するための法令の体系とに区分できる²。

(一) 国家社会全般の情報化を促進するための法令の体系

国家社会全般の情報化を促進するための法令は次の通り区分することができる。情報化促進のための基本的な事項を規定する基本法、超高速国家網等基盤拡充のための法令、電子取引拡散のための法令、情報産業育成および産業の情報化促進のための法令、情報化の逆機能防止のための法令などである。

[表1. 国家社会全般の情報化推進のための法制]

部門	法令名
基本法	・情報化促進基本法 ・電気通信基本法
超高速国家網等基盤 拡充	・電算網普及拡張および利用促進に関する法・電波法 ・国家地理情報体系構築および活用に関する法律 ・交通体系効率化法等
電子取引拡散	・電子取引基本法 ・電子署名法 ・表示広告の公正化に関する法 ・訪問販売等に関する法律 ・証券取引法 ・対外貿易法 ・工業およびエネルギー技術基盤造成に関する法律等
産業育成	・ソフトウェア開発促進法 ・コンピュータープログラム保護法 ・電気通信事業法 ・ベンチャー企業育成のための特別措置法 ・信用情報の利用および保護に関する法律 ・総合有線放送法 ・著作権法 ・放送法 ・商法 ・知識情報資源管理法等
情報化逆機能防止	・情報格差解消に関する法 ・情報通信網の利用促進および情報保護等に関する法律 ・情報通信基盤保護法 ・音盤およびビデオに関する法律 ・刑法 ・医療法等

(二) 行政の情報化を促進するための法令の体系

行政の情報化を中心とする公共部門の情報化を推進するための法令は、次の通り区分することができる。公共部門全盤の情報化を推進するための基本法、電子政府実現のための法令、情報化のための行政組織の整備のための法令、行政の透明性を向上するための法令、行政の情報化を通じて行政能率を向上するための法令、行政の情報化を通じて遠隔サービスなど対国民サービスを向上するための法令である。

[表2. 行政情報化を中心とする公共部門の情報化推進のための法制]

部門	法令名
基本法	・ 情報化促進基本法
電子政府実現	・ 電子政府実現のための行政業務等の電子化促進に関する法律
行政組織整備	・ 各部処庁および所属機関の職制およびその施行規則（財政経済部、教育人的資源部、統一部、外交通商部、法務部、国防部、行政自治部、科学技術部、文化観光部、農林部、産業資源部、情報通信部、保健福祉部、環境部、労働部、女性部、建設交通部、海洋水産部、国務調整室、企画予算処、法制処、国政広報処、国家報勳処、国税処、調達庁、統計庁、検察庁、海洋検察庁、文化財庁、農村振興庁、山林庁、中小企業庁、食品医療安全庁、鉄道庁等）
行政の透明性の引き上げ	・ 行政手続法 ・ 公共機関の情報公開に関する法律 ・ 事務管理規定 ・ 民願事務処理に関する法律 ・ 法制業務運営規定等
行政能率の引き上げ	・ 予算会計法 ・ 特許法 ・ 災難管理法 ・ 建築法 ・ 不動産登記法 ・ 廃棄物管理法等
遠隔サービス等 対国民サービスの 引き上げ	・ 遠隔映像裁判に関する特例法 ・ 職業教育訓練促進法 ・ 教育基本法 ・ 初・中等教育法 ・ 高等教育法 ・ 技能大学法 ・ 平生教育法 ・ 単位認定等に関する法律 ・ 住民登録法 ・ 印鑑証明法 ・ 特許法 ・ 実用新案法 ・ 商標法 ・ 意匠法 ・ 国税基本法等

二 韓国における行政の情報化推進体系

(一) 情報化促進基本法制定後の推進体系

情報化促進基本法は「情報化の促進」、「情報通信産業の基盤造成」、「情報通信基盤の高度化」などをその基本的な目的として制定された。

政府は情報化促進基本計画と施行計画を策定する。基本計画および施行計画の主要な項目には「行政業務の情報化促進に関する事項」が含まれている。これを実施するために情報化推進委員会が設置されていて、その下部機関として情報化推進実務委員会と行政情報分科委員会をはじめ22の分科委員会が設置される(第8条)。

情報化促進基本法第9条の2は国家機関および地方自治体の長は、当該機関の情報化施策の効率的な策定・施行と情報化事業の調整等情報化業務を総括する情報化責任官を任命できると定め

る。情報化責任官の任務としては、情報化事業計画の総合調整および推進実績の評価、政策・計画などの策定・推進に関する情報化との連係・調整、情報資源の獲得・配分・利用などの総合調整および体系的管理と情報共同活用方策の策定、行政業務の情報化促進などが設定されている。この規定を根拠にして行政各部、処、庁と呼ばれる中央行政機関と特別市・広域市・道・市・郡・区と呼ばれる地方自治体は例外なく情報化責任官をその職制に規定して、この制度を活用している。

行政情報共同利用センター、政府電子文書流通管理センターの構築・運営、共通行政業務の電算開発および情報化教育実施のために政府電算情報管理所が設置されており、行政情報化の専門技術支援のために韓国電算院が設置されている。

(二) 電子政府実現のための行政業務等の電子化促進に関する法律にともなう推進体系

1. 概観

電子政府を実現するための行政業務等の電子化促進に関する法律(以下、「電子政府法」と称する。)は、行政業務の電子的処理のための基本原則・手順および推進方法などを規定することによって電子政府の実現のための事業を促進し、行政機関の生産性・透明性および民主性を高め、知識情報化時代の国民生活の質を向上させることを目的として制定され、2001年7月1日から施行された。

a. 意義および適用範囲

電子政府法は、「電子政府」を「情報技術を活用して行政機関の事務を電子化し、行政機関相互間または国民に対する行政業務を効率的に遂行する政府」と定義して「行政機関」の範囲に「国会・法院・憲法裁判所・中央選挙管理委員会の行政事務を処理する機関、中央行政機関(大統領の所属機関および国務総理の所属機関を含む。)およびその所属機関、地方自治体」が含まれる。本法は「行政情報」を「行政機関が職務上作成または取得・管理している資料として電子的な方式で処理された符号・文字・音声・音響・映像等で表現されたもの」と定義して、行政機関の電子文書に対して「電子官印」すなわち「電子文書を作成した行政機関、補助機関または補佐機関の身元と電子文書の変更可否を確認することができる当該文書に固有の情報」としている。

b. 行政機関と公務員の責務

電子政府法の施行によって行政機関は機関の電子政府の実現および運営と関連して、行政の改革と電子政府の実現のため事業間の連係、電子化対象業務の処理過程の革新、情報通信網を通じた業務遂行および行政サービスの提供、所属公務員に対する情報通信技術活用能力の向

上および検定、電子政府の運営と関連した国民の不満事項に対する確認および迅速な改善などの責務を負担する(第4条)。個別の公務員は担当業務を電子的処理に適合するように改善するのに最大限の努力を傾けなければならない、これに必要とする情報通信技術の活用能力を揃えるべき責務を負うことになった(第5条)。

c. 電子政府の実現および運営原則

電子政府法は電子政府の実現および運営の原則として、国民利便益中心の原則、業務革新の優先の原則、行政業務の電子的処理の原則、行政情報公開の原則、電子的に確認することができる事項に対する行政機関の確認の原則、行政情報共同利用の原則、個人情報保護の原則、ソフトウェアの重複開発防止の原則、電子政府実現に必要なとする技術開発の民間依頼の原則などをその基本原則として設定している。

2. 電子政府実現のための施策

電子政府法は電子政府の実現のための具体的な施策として、行政管理の電子化(第3章)、対民サービスの電子化(第4章)、文書業務の縮小推進(第5章)、電子政府事業の推進(第6章)などを規定している。

a. 行政管理の電子化

行政機関の文書は電子文書を基本に作成・管理されるように、行政機関は受付・発送する文書の書式に加えて電子文書に適合した書式を用意して活用することができる(第16条)。行政機関の補助機関または補佐機関が委任専決した電子公文書は、これを当該補助機関または補佐機関の電子官印で処理できるようにして、処理課で直接に文書を発送することができる(第17条)。本人確認を必要とする電子文書は、電子署名のみだけでなく他の法令によって認定される電子的な本人確認方法も可能にし、本人確認のための国民負担が軽減されるようにした(第18条)。電子公文書には、電子官印を使用するものの、調達等の行政機関の電子取引の場合には電子署名の使用を可能にすることによって、行政自治部長官は電子官印に対する認証業務を行なう。これを行なうにあたって電子署名法による電子署名との互換性を高めるために情報通信部長官と協議して電子官印に対する技術標準を用いている(第20条)。行政機関は民願処理に必要なとした情報、統計・文献情報などの行政情報を共同利用するよう義務づけ、行政情報の円滑な共同利用のために行政自治部長官の所属の下に行政情報共同利用センターをおくことができる。行政機関の長は、所管業務に対して情報通信技術を導入するように再設計し、各種の電子公文書および行政コード等の標準化のために必要な措置を行い、行政機関を統合・連係する情報通信網の構築・運営方案を用意する。そのためのセキュリティー対策を講じなければならない(第26条)。行政機関

の長は、公務員のオンライン遠隔勤務、すなわち特定の場所を定めることなく情報通信網を利用して勤務ができるようにした(第30条)。

b. 対民間サービスの電子化

行政機関の長は、当該機関で処理する民願事項等に対して関係法令で文書等紙文書で申請・申告または提出し、紙文書で処理結果を通報するように規定している場合にもこれを電子文書等で行なうことができる(第31条)。行政機関の長は、民願人が行政機関を直接に訪問しなくても民願業務を処理できるように関係法令の改善と施設等の諸般措置を実施することができる(第34条)。民願事項などを処理するにあたって当該民願人の身元を確認する必要がある場合には、電子署名などを通じてその身元を確認することができる(第35条)。行政機関の長は、民願事務の処理基準等の民願関連情報、その他国民生活と関連した情報および官報等に掲載する事項をインターネットで国民に提供するものとする(第37条)。行政機関の長は、他の法令で税金・手数料・課徴金・反則金・罰金・科料などを現金・収入印紙・輸入証紙その他の形態で納付する場合において、電子マネー・電子決済を利用することができるようにしなければならない(第38条)。

c. 文書業務の縮小

電子政府法は文書業務の縮小を行政機関の義務として設定し、次のような事項を規定した。

行政機関は意思決定過程の刷新と電子化、行政機関間の行政情報の交換および共同利用などを通じて紙文書などを最大限に縮小する義務を負う(第40条)。行政機関の長は文書縮小義務を履行するために文書業務の縮小計画を策定・施行し、その縮小目標と縮小実績をインターネットに公表しなければならない(第41条)。文書縮小の効率的な推進のために行政自治副長官所属の下に文書縮小委員会をおく(第44条)。

d. 電子政府事業の推進

電子政府法は電子政府事業を推進するために、次のような事項を規定した。

第一に、中央事務の管掌機関の長は、電子政府の実現のため中長期の電子政府事業計画を策定する。電子政府事業計画には、紙文書などの縮小のための情報化事業、情報化事業に必要とした標準化、行政機関間の情報通信網の構築および安全性の確保のための事業、その他に電子政府の実現および運営と関連した情報化事業などが含まれる(第45条)。第二に、行政機関の長は、電子政府の実現のため試験事業を推進することができる(第47条)。第三に、二つ以上の地方自治体は、地方自治体間に情報化事業を共同で推進するために、自治情報化組合を地方自治体組合で設立することができる(第50条)。

三 韓国の行政情報化の推進現況、問題点およびその改善計画

(一) 概観

ここで述べたように、韓国の行政情報化は、情報化促進基本法と電子政府法を軸にしている。ただし、電子政府法は2001年7月1日から施行であるので、まだこの法律の執行にともなう推進現況と問題点は定かでない。この法律の執行結果は早くとも2001年末または2002年の下半期になって報告されると思われる。

情報化促進基本法第5条によって、政府は情報化促進基本計画と施行計画を策定しなければならないし、この計画の一部として「行政業務の情報化促進に関する事項」が求められる。

この計画の具体的な目標は、国民に対する顧客指向的な民願行政サービスの高度化、行政の生産性を向上させて競争力を強化、電子政府実現のため行政情報通信網等の基盤拡充等である³。

このような目標を達成するために、第一に、行政情報化の戦略事業の選定等行政情報化の推進力の強化のために、電子政府四大事業等核心事業に対する集中的な投資および管理、行政生産性の向上および対民間サービス分野の情報化の強化などを推進する。第二に、情報化事業間の有機性の確保で行政知識情報の共有促進のために、行政情報の共同利用対象の漸進的な拡大、行政知識情報の持続的な蓄積および知識行政の基盤構築などを推進する。第三に、公務員の情報化教育強化等人的・人的投資の拡大のために、情報化能力検定などを通じた情報活用能力の高度化、全公務員のインターネット利用教育等情報化の格差解消などを推進する。第四に、行政情報化の基盤の持続的な拡充のために、各部処の行政生産性、対民情報化等事業の持続的な発掘、部処間および関連機関間の情報通信網の持続的な連係および高度化などを推進する。

韓国の行政情報化の推進現況は、行政自治部が発表した「2001年度の行政情報化促進施行計画」によく整理されている。韓国の行政の情報化は、行政情報化促進施行計画によって具体的に推進されつつある。推進の現況と問題点はこの計画の目標によって区分されている。

(二) 顧客指向的な民願行政サービスの高度化

「顧客指向的な民願行政サービスの高度化」のために次のような細部実施計画が策定されている。茶の間電子民願処理システムの構築(行政自治部)、インターネットを通じた行政情報公開の拡大(行政自治部)、大統領の統治史料のDB構築(大統領秘書室)、迷児・家出青少年の保護システムの構築(青少年保護委員会)、北朝鮮の主要原典原文DB構築(統一部)、郵便業務の

電算化(情報通信部)、郵便局の金融情報化(情報通信部)、建築行政情報システムの構築(建設交通部)、国税行政の民願サービス改善(国税庁)、不動産登記資料の連係体制構築(国税庁)等である。

1. 電子民願処理システムの構築

これは政府代表の電子民願室を開設して、電子的な民願窓口の単一化 (Single Window)を通してワンストップ/ノンストップの民願行政サービスを実現することをその目的とする。これは民願処理過程の公開を通じて政府の透明性と能率性を向上し、小さな政府を実現することが目的である。

a. 推進現況

第一に、政府は1998年7月からインターネットで政府のホーム民願センターを設置・運営している。この民願センターは4,200余種の民願事務案内と3,300余種の民願書式を提供している。第二に、1999年4月からパソコン通信およびインターネットで在宅電子民願サービスを実施している。この電子民願サービスには証明民願の電子受付および処理機関への移送(20種)、証明民願発給機(KIOSK)を通じた民願発給(1999年8月)などが含まれている。このサービスは特別市・広域市・道・市・郡・区等地方自治体に拡大されている。第三に、1999年7月から苦情民願統合システムを構築して運営している。このシステムには民願申請・調査審査過程・結果通知過程の公開およびDB化ならびに民願処理の関連機関間の情報共有などが含まれている。

b. 問題点

このように電子民願処理システムが構築され運営されているが、まだ非常に不完全な状態である。第一に、汎政府的に一元化された民願窓口が存在しないことである。すなわち各機関別に民願案内および受付、公開システムを分離して運営しているので利用者の国民の立場からすると不便である。第二に、電子的な民願処理が実際的には非常に部分的になされていることである。各行政機関が一部民願に限って電子的処理をしているのが実情である。第三に、各中央行政機関別および地方自治体別に独自の電子民願システムを開発・運営しており、その統一性および互換性の確保が要求されている。第四に、認証およびシステムのセキュリティーが不十分であり、電子的な民願処理の基盤が脆弱である。

c. 改善計画

行政自治部はこのような問題点を改善すべく、2001年および2002年の2年間の事業計画で次のような事項を提示している。国民の立場で容易に接近、サービスを受けることができるように民願業務を分類し、国民のライフサイクル、政府機能等によって民願を分類して民願案内地図

(Map)を作成する。サイバー民願サービスの現況を調べて、そのサービスの拡大方策を用意する。特にインターネット・サイバー民願一括処理(Portal)サイトを構築して民願事務案内、書式提供、処理期間案内、民願受付、処理過程の公開・相談等、提供サービスの整備および茶の間民願サービス提供のため処理手順を準備する。効率的な民願一括処理をするために運営体系を整備する。苦情民願処理のため国民苦情処理委員会、大統領府民願室、各部処の担当者等関係機関間の役割分担方策および処理手順など。政府代表の電子民願室を構築・運営する。地域および処理機関と関係がなくいつでもどこでも電子的な処理が可能な民願サービスを提供することができる単一総合民願処理サービスの窓口を開設し、誰でも民願申請を容易にできる一括処理(Portal)体系を実現する。茶の間民願処理サービス基盤構築のために電子署名認証システムの開発、民願手数料の電子支払(Billing)システムの構築、民願関連資料のオンライン収集・検証およびDBの現行化、民願関係の法令等制度改善を推進する。

2. インターネットを通じた行政情報公開の拡大

行政の顧客である国民に対する行政サービスを向上し、政府政策に対する国民の自発的な参加を誘導し、国民が信頼できる清潔な行政風土を造成し、双方向コミュニケーションの活性化を通じた電子民主主義の実現が目的である。

a. 推進現況

現在韓国のほとんどあらゆる中央行政機関と地方自治体は機関ホームページを開設し、運営している。各機関別のホームページには機関紹介、行政情報提供、民願案内および処理等公開対象情報に対してインターネットサービスを実施している。これらのホームページはその他の機関ホームページと相互連係体系の構築を試みている。

b. 問題点

第一に、体系的な情報提供システムの不備である。各中央行政機関および地方自治体のホームページは各機関が独自に設置・運営されており、汎政府的な水準にはない。第二に、ホームページに掲示された情報の量と質に問題がある場合が多い。相当数の機関のホームページに掲示された情報の量が非常に貧弱である。間違った情報または古くなって変更された情報がそのまま掲載されていることがままある。第三に、政府および地方自治体の活動内容がリアルタイムで正しく公開されないため、国民の知る権利および国政参加機会を制限する場合が多い。特に各種の法案処理および政策推進の過程などがリアルタイムで公開されないため、国家の主要政策に対する国民の意見陳述の機会が不足するために国民世論の国政反映が不十分だという点が指摘される。

c. 改善計画

行政自治部は右のような問題点を改善するために2001年および2002年の2年間の事業計画で次のような事項を提示している。

第一に、各機関別ホームページに情報を体系化して総合的に提供できるようにする。第二に、政府情報所在の案内機能を改善・拡大する。情報所在の案内サービスの機能標準およびレコードの作成指針を策定・施行して、その効率性および拡張性を確保し、多数の利用者に同時検索サービスを提供し、情報流通の標準化で他の所在案内サービスとの相互互換性を確保する。第三に、ウェブ基盤の総合的な「開かれた政府サービス」体制を構築して政策策定の過程での国民意見の投入機能を強化して、政策立案、進行過程等行政過程の公開を通じて清廉な政府を実現し、国民の実生活に有益な情報を適時に提供して国民便益行政を実現する。

(三) 行政の生産性向上と競争力の強化

行政の生産性向上と競争力の強化をするため次のような細部実施計画が策定されている。

(1)行政情報の共有および共同利用体制の拡充(行政自治部)、(2)電子決裁および電子文書の流通体制の拡充(行政自治部)、(3)政府知識管理システムの構築(行政自治部)、(4)公務員の人事管理総合情報システムの拡充(行政自治部)、(5)公務員の電子メールID普及の拡大(行政自治部)、(6)国家記録物の電算化・光ファイル化(行政自治部)、(7)記録情報管理の標準システムの構築(行政自治部)、(8)法令情報化事業の推進(法制処)、(9)国家報勲記録物の管理システムの構築(国家報勲処)、(10)国家総合状況室の情報化(非常企画委員会)、(11)演習の科学化(非常企画委員会)、(12)統一教育インターネットサービスシステムの拡充(統一部)、(13)教育行政情報システムの構築(教育部)、(14)知識情報管理システム(KMS)の構築(科学技術部)、(15)文化行政情報化の推進(文化観光部)、(16)農林行政情報化の推進(農林部)、(17)農林知識管理システムの構築(農林部)、(18)国家標準技術の総合情報システムの構築(産業資源部)、(19)保健福祉知識管理システム(KMS)の構築(保健福祉部)、(20)電話会議およびインターネット映像会議システムの構築(保健福祉部)、(21)データウェアハウスシステムの構築(調達庁)、(22)犯罪捜査の知識管理システムの構築(大検察庁)、(23)統合事件管理システムの構築(大検察庁)、(24)統合統計地理情報システムの構築(統計庁)、(25)国家統計知識管理システムの構築(統計庁)、(26)新たな兵務行政情報システムの構築(兵務庁)、(27)山林行政の電算化(山林庁)、(28)中小企業の知識行政システムの構築(中小企業庁)、(29)海洋警察業務の電算化開発(海洋警察庁)などである。

1. 行政情報の共有および共同利用体制の拡充

行政機関間における必要情報の共同利用をし、行政生産性を向上させる。行政情報の共有で民間具備書類の縮小等、対民間サービスを改善し、既に構築されたDBの共同利用の拡大化を行なう。

a. 推進現況

第一に、制度的基盤は大統領令に基づいている。1998年8月に大統領令で行政情報共同利用に関する規定が制定された。この規定は電子政府法の施行令で2001年7月1日に統合された。第二に、1999年6月から行政情報DB現況の把握および所在案内サービスを実施している。中央および地方の行政情報資源の現況を把握して行政情報ファイルの目録DBの構築および所在案内サービス、行政情報ファイル目録の発刊・配布などが実施されている。第三に、行政情報の共同利用の基盤を造成するために、全中央行政機関および特別市・広域市・道等76機関の行政情報を政府高速網で連動させて、各級機関の情報システム間情報流通および中継機能を実現するため中継システムを構築・運営し、行政機関間に流通される行政情報の保安性・信頼性を確保するための政府電子署名の認証システムを構築・運営事業を実施している。そして、各級行政機関の組織と公務員の個人情報の収録・管理のためにディレクトリシステムの構築・運営事業、各種行政情報資料の自動保管および復旧体制の確立のためバックアップシステムの構築・運営事業を実施している。第四に、生産的な福祉情報の共同利用システムの構築を試みている。国民基礎生活保障制度の施行のために市郡区の福祉担当公務員が生活保護対象者を迅速・正確に選定および管理できる体制を構築して、市郡区の保有情報外に行政自治部の国土情報網、国税庁の国税統合電算網、労働部の雇用情報網、国民年金・医療保険・勤労福祉工団のDBと連係および共同利用を図る。

b. 問題点

「行政情報共同利用に関する規定」が施行されることによって表面的には960余個のDBを構築・活用しているが、実際には各種行政情報の連係・活用等機関間の行政情報共同利用が不十分である。特に各種行政情報のDB間の情報の不一致で行政生産性が低下する点が問題点である。

c. 改善計画

行政自治部はこのような問題点の改善するために2001年および2002年の2年間の事業計画で次のような目標を提示している。

第一に、共同利用活性化のためにインフラの構築方策を用意する。インフラ構築の対象は電子署名の発給および認証、手数料の精算、標準電子書式などである。第二に、行政情報共同利用センターを拡充する。機関間の情報中継および照会・確認のためDB連係システムなどが拡充の対象である。第三に、中央および地方で開発した各種DB間を連係および共同利用を拡大する。共同利

用対象 DB を選定して、その共同利用システムを拡充し、住民登録、土地、自動車 DB 等主要行政情報を優先的に共同利用して、順次に中央・地方間全業務の行政情報 DB 間の相互連係を図る。特に登記、報勲年金、公務員年金、私学年金等生産的な福祉情報の連係拡大および事業者・法人登録、船員・船舶、戸籍等共同利用可能な行政情報の連係などを図る。第四に、行政情報共同利用運営協議会を構成・運営して、関連法・制度の整備を図る。

2. 電子決裁および電子文書流通体制の拡充

これは政府公文書の処理の総合電子化で、「ペーパーレス事務室」を実現することによって電子決裁および機関間において電子的に公文書を送・受信する体系を確立し、行政効率性の向上および事務管理費用の節減を図るために推進されている。

a. 推進現況

第一に、計画と人力および物理的な基盤が造成された。1998年8月電子文書流通の活性化基本計画が策定されて、1998年9月から電子文書流通の活性化推進専担班が構成・運営されていて、54全中央行政機関の本部に通信網(LAN)が構築されて、政府高速網と連動が完了する等、電子文書流通のため物理的な基盤が造成されている。合わせて16市・道を結ぶ超高速の地方行政情報網の構築も完了された。ペンティアム級以上のコンピュータも中央と地方で全部74%以上導入されていて電子文書システムを中央・地方の302機関中224機関が既に導入している。第二に、「電子決裁活性化の指針」を施行し、各機関に対してその活性化を促している。第三に、電子文書システムの利用能力の強化教育を実施している。第四に、相異なった電子文書システム間の流通の標準化を図っている。1998年11月から関連機関および専門家によって標準化推進協議会を構成し、運営している。そして、1999年5月「行政機関間の電子文書流通の標準案」を事前に予告し、1999年9月に標準案を用意して公聴会を経てこれを確定・告示した。このような標準化によって業者で標準適用の電子文書システムを開発して、2000年4月に標準適用の電子文書システムの認証試験を実施する等計画が段階的に実施されることになっている。第五に、機関間の電子文書流通体制の構築がなされている。政府電子文書流通管理センターを設置して、電子住所管理(ディレクトリシステム)、電子文書の認証(認証システム)、機関間の通信網管理等各機関に対する運営支援および管理体制を構築した。

b. 問題点

現在電子決裁および電子文書流通体制は実施の段階であるが、まだ活性化されているとは言えない。特に計画の推進において、既に施行されてきた公文書の保管・保存システムを考慮していないのが問題点である。従来の公文書の保管・保存システムと連係されない場合、行政業務の断

絶および空白が発生する可能性もある。したがって公文書の保管・保存システムの構築が要請される。

c. 改善計画

行政自治部は電子決裁および電子文書の流通体制の持続的な拡充のために、2001年度にこれを推進する計画がある。

行政機関の電子文書システム間の公文書の表現方式の標準化で相異なった電子文書システム間に公文書情報の共有方策を用意し、各級行政機関の電子決裁文書の保管・検索、移管・管理体制の構築方策および政府記録保存システムとの連係方策を研究して、政府電子文書流通管理センターの各種支援システムを拡充して各機関に対する運営支援および管理体系を完備して、中央・地方間、地方自治体間等電子文書流通の対象機関を拡大する。

3. 法令情報化事業の推進

これは汎政府的な法制業務の総合情報化の推進、対国民サービスのための各種法令情報のDB拡充、国家競争力の向上のための英文法令等インターネットサービスの拡大などを細部の実施目標として設定する。

a. 推進現況

1990年韓国法制研究院の設立と共に大韓民国現行法令のDB化の作業を筆頭に始まった法令情報化事業は大法院および憲法裁判所の判例DB化の作業、大法院、憲法裁判所、韓国法制研究院、ソウル大学校法科大学などの法律文献DB構築等に拡大された。

法制処は1996年から総合法律情報センターを構築して、大韓民国の現行法令、判例および法律文献DBをリンクさせるとともに総合法律情報の検索および法令審査OAシステムを開発している。

特に1998年から大韓民国の政府策定以後の法令等36,000余件に対する沿革法令DBを構築してこれを提供している。

b. 問題点

第一に、情報の更新方法が定かではない。現行法令および沿革法令をDB化するためには、法令情報を持続的に現行化する作業が緊要である。しかし、その更新を行わなければならない。第二に、法制業務の効率性が不十分である。特に閣僚会議の議決案件中90%が法令案件であるにもかかわらず法制業務に対する電子化が遅れている点は問題点として指摘される。法令検索など単純業務に高級要員が配置されており、部分的な電算化で法令処理段階ごとに同じ業務の重複遂行がなされることなどが問題点である。

c. 改善計画

法制処は右のような問題点を改善するために2001年から5年間に推進する計画を次の通り策定している。

第一に、法令情報化推進分科委員会を構成・運営する。第二に、法令立案システムを開発する。このシステムに含まれる内容は新旧条文対照表および法案・改正案の生成機能、法令の制定・改正時に算出される法令審査情報のDB構築、立法予告および最新法令、インターネットサービス、統計資料間の緊密な連動、サイバー(Cyber)関係会議等電子決裁システムの活用への対応などである。第三に、英文法令DBを開発・普及する。第四に、大韓民国の沿革法令DBの現行性維持方を具体化する。

(四) 行政情報化の基盤拡充

行政情報化の基盤拡充のために次のような細部実施計画が策定されている。超高速の行政総合情報通信網の拡充(行政自治部)、行政情報資源の標準化(行政自治部)、公務員の情報化教育の強化(行政自治部)、行政情報の保護体系の構築(行政自治部)、政府電子署名認証システムの拡充(行政自治部)、ハナウォン情報化の基盤施設の構築(統一部)、電波放送の情報戦略計画の策定(情報通信部)、気象情報交換システムの改善および拡充(気象庁)などである。

これらの中でいくつかを取り上げて、その推進現況および問題点を提示してみたい。

1. 超高速の行政総合情報通信網の拡充

これは政府高速網の主要装備および回線の性能向上で迅速な行政情報化の基盤を提供し、インターネットの回線および接続環境の拡充で民願行政サービスを改善するために推進される。

a. 推進現況

1996年6月からソウルの政府総合庁舎、果川の第2庁舎、大田の第3庁舎間に政府の高速網が構築・運営されている。この政府の高速網は大統領秘書室、国会、中央選挙管理委員会等76機関網と連動しており、全国的な網を個別的に運営する部署別ネットワークを政府の高速網に統合した。特に2000年7月から中央、果川、大田庁舎間バックアップ体系を構築して運営している。

b. 問題点

電算網を活用した各部処の情報化業務の開発、利用の活性化等で通信量が急激に増加しており、政府の高速網構築初期(1996年)に導入された装備および回線の容量では受け入れが困難である。特にインターネットを活用した民願行政の増加、情報利用の増加でインターネットのネック区間が発生していて、電算網の拡大、サーバーの増加等で総合的な状況管理が困難になっている。

c. 改善計画

行政自治部はかかる問題点を改善するために2001年の1年間に推進する計画を次の通り策定している。

第一に中央・果川庁舎の政府高速網を交換して、その設備の高度化を推進する。第二に、統合管制システムを構築する。不法侵入の遮断、探知、分析システムを構築して、事前予防機能の強化で電算網の安全性を向上するために主要装備およびサーバーに対するリアルタイム管制システムを構築する。第三に、インターネットサービスを拡充する。インターネットを通じた民願行政の迅速な処理、対国民サービス便宜のために中央、大田庁舎インターネット接続窓口の回線増速および接続環境改善を図る。

2. 公務員の情報化教育の強化

これは公務員に情報技術の活用を通じた業務処理と対民間サービスを高度に遂行する能力を身につけさせることを目標にする。

a. 推進現況

公務員の情報化水準は毎年向上していて情報化水準の正確な現況を提示することは困難である。最新の調査資料は2001年度の行政情報化細部施行計画に提示された1998年7月1日基準の公務員センサス資料である。これは中央行政機関267,745人、市・道338,920人中該当能力の保有者の比率を図表で表示したものである(数字は全て百分率)。

区分	文書作成	表計算	インターネット	PC通信	プレゼンテーション	DB管理
合計	66.0	20.1	22.1	28.4	5.0	7.5
中央	58.9	15.4	19.2	24.8	4.5	6.5
市道	71.7	23.8	24.6	31.3	5.4	8.3

b. 問題点

この図表で見られるように公務員の情報化水準は文書作成および編集の能力等単純機能中心の熟練度を見せていて、インターネットの検索、表計算、プレゼンテーションなどの実際の業務処理と直接関連する能力が不十分で、業務に情報通信技術を積極的に活用する能力が足りないという点などが問題点として指摘される。

c. 改善計画

行政自治部は右のような問題点を改善するために 2004 年まで推進する計画を次の通り提示している。第一に、職級・職位に相応した情報化教育プログラムを用意・施行する。管理者には情報化の認識、インターネット等活用能力確保のために、実務者には基本的な情報機器の運用およびインターネット活用などの熟練のために、電算職には情報システムプロジェクト管理、維持補修等専門技術力強化のための教育プログラムを施行する。第二に、情報化能力検定を実施する。

3. 行政情報保護体系の構築

これはサイバーテロ、ハッキング等汎国家的な情報戦に対応した行政の情報システムの保護体系を構築することが目標である。

a. 推進現況

2000 年まで行政情報保護の推進体系の定立および基盤造成のため各種施策が推進された。その内容は、情報通信保安の細部推進計画の策定および審査分析、各級機関の情報通信分任保安担当官制度の運営、情報通信保安規定の制定・改正の実施、行政自治部および市・道の情報通信保安監査の実施、行政情報保護対策班の構成・運営、行政自治部、国家情報院、市・道、業界等関係者で構成して行政情報保護に対する各種対策協議および情報共有、ウイルス予防・防止対策の策定施行、情報保護に対する教育機会の拡大、行政情報保護のインターネットウェブサイトの開設等である。

b. 問題点

行政情報の保護業務を担当する各級機関の行政情報保護業務担当者の業務が毎年ますます過大になっているが、適切な業務分担がなされていない。特にハッキング等被害事例が発生する場合、業務担当公務員が責任を負うように構造化されていてこの業務に対する忌避現象の深刻さが指摘されている。

c. 改善計画

行政自治部はこのような問題点を改善するために、今後、持続的に推進する計画を次の通り提示している。

第一に、行政情報保護の推進体系の定立および対策策定の一環として、情報通信保安の細部推進計画策定および業務の審査分析を実施する。第二に、行政情報保護対策班と行政情報保護のインターネットウェブサイト運営する。第三に、ウイルスの予防・防止対策を持続的に策定および施行する。第四に、行政情報の円滑な流通のため認証基盤を用意・施行する。第五に、情報保護に対する教育機会を拡大する。

おわりに

「行政の情報化」は国家社会の情報化と共に韓国において最も躍動的に変化している領域である。韓国の政府はこの領域で 1994 年情報化促進基本法を制定して、国家的に推進を始めて以来、10 年を経ている。しかし、この間 100 余件の法令を制定し、改正しながらそれを促進してきた。

特に 2001 年 7 月 1 日以降、電子政府実現のための行政業務等の電子化促進に関する法律が施行された。この法律の施行と共に韓国の行政情報化はその施行体制と内容をもう一度変化させるものと予想される。

韓国において行政の情報化は統一的になされるのではなく、それぞれの機関が競っている。あらゆる中央行政機関と地方自治体は「情報化」をそれぞれの目標として、早急に推進しているため、今後様々な問題点が懸念される。

このように韓国の社会にあって情報化および行政の情報化の躍動性はその長所と短所を同時に持っている。電子政府法の施行を契機に、その短所は解消されるのではないかと思われる。

註

¹ 情報通信部、「2000 年情報化に関する年次報告書」(情報通信部インターネットHP。www.mic.go.kr) が引用した世界の情報化水準の比較結果(PC、携帯電話、インターネットホストの数、インターネット利用者数等を尺度にする)によると、韓国の情報化水準は、世界 22 位程度で、日本と台湾に比べると高いわけではない。しかし先進国との格差は毎年急激に縮まっている。1997 年には、アメリカが韓国の 3.3 倍、スウェーデン 2.8 倍、カナダ 2.3 倍、シンガポール 2.2 倍、オーストラリア 2.5 倍、日本 1.8 倍、ドイツ 1.5 倍、台湾 1.1 倍の水準だったが、1998 年には、アメリカが韓国の 2.5 倍、スウェーデン 2.3 倍、カナダ、シンガポール、オーストラリアは各々 1.8 倍、日本 1.5 倍、ドイツ 1.3 倍、台湾 1.2 倍の水準で、台湾を除外して先進国との情報化水準の格差は少し縮まっている。韓国の 1998 年の成長率は台湾(79%)に次いで 53%の高い成長率を示して、持続的に先進国との情報化の格差が狭まっている。2001 年上半年期には、インターネットの利用側面においては既にアメリカを追い越したという評価がCNNを通じて報道されたこともある。

² 情報通信部「2000 年情報化に関する年次報告書」は情報化促進のための法体系を「民間部門の情報化のための法制」と「公共部門の情報化促進のための法制」に区分している。このような区分は一見妥当であるが、「民間部門」と「公共部門」で二元化して両者を並列的な構図として示すのは無理ではないかと思われる。国家社会の全般の情報化を促進する場合民間部門が主になるが、公共部門も場合によって多角的に含まれるのである。このようなことから、筆者は国家社会の全般の情報化推進のための法体系をまず設定し、特にこの発表の主題である行政の情報化のための法体系を特定して区分する方式を採択した。

³ 2001 年度情報化促進施行計画は行政自治部のホームページ(www.mogaha.go.kr)の「行政情報化」資料室に載せられている。

Summary

Current Situation of Electronic Government in Korea

Jun-Gen Oh

Introduction

According to “The Annual Report on Digitalization in 2000” provided by the Department of Information & Communication, in Korea, the Internet has been in general use since the middle of the 1990s. The number of Internet users in Korea was 138 thousand by the end of 1994 but had reached 20 million at the end of the first half of 2001.

However, it is no accident that in Korea, infrastructure has been developed and Digit-Government has been ranked as a major part of our daily life. After the economic crisis hit our country in 1997, the Government and private enterprise invested capital into overcoming the situation. When the year 2000 came, the Korean Government announced its plan to promote Electronic Government. By June 2000, not only the Central Government but also each local government had established its own web page, which they now use as windows to communicate with the nation in providing administrative services, information on policy, and collecting public opinion.

1 Legal System for Digitalization

In Korea the legal system for digitalization is extremely complicated. When we input the word “digitalization”, and retrieve information on the current laws of Korea set up by the Korean Legislation Research Institute, we find a total of 136 laws. Unfortunately, it is very difficult to understand their content. Laws related to digitalization are identified as both a system of laws which promote overall national digitalization and those which promote digitalization in the public sector, including the administration.

2 Laws for Digitalization

The purpose of “The Basic Act on Digitalization Promotion” is to promote digitalization and lay the foundation for the information and communications industry, as well as developing an advanced information and communications industry infrastructure. In addition, the “Electronic Government Act” was passed with the purpose of improving the quality of life of the nation in the information age by promoting Electronic Government and advancing productivity, transparency, and democracy of administrative organization. In order to achieve this, it stipulates the basic principles, procedures and promotional measures for the electronic processing of administrative operations.

3 Current Situation, Problems, and Its Solution

As stated above, Digit-Government in Korea is developing, based on the “Basic Act on Digitalization Promotion”. However, since the “Electronic Government Act” entered into force on 1 July 2001, promotional conditions and problems accompanied by the operation of the act have not been completely dealt with. Probably, the major challenges ahead include advancing customer-oriented administrative services, improving administrative productivity, strengthening administrative competitiveness and expanding the infrastructure of Digit-Government.

Conclusion

“Digit-Government” as well as the digitalization of international society is a field that is changing most dynamically in Korea. It has barely been ten years since the Korean Government enacted the “Basic Act on Digitalization Promotion” and started to promote this field. However, until now, over one hundred laws have been enacted and the field has been promoted, accompanied by the changing laws. In particular, on 1 July 2001, the “Electronic Government Act” was brought into force. With its enactment, the system and content of digitalization in Korea is expected to change once again.